

普通教科情報における「個人情報・プライバシー・肖像権」に関する 授業実践

中央大学杉並高等学校 生田研一郎 ikuta@tamacc.chuo-u.ac.jp

1. はじめに

1.1 学校について

杉並区にある全日制普通科高校で、中央大学の附属高校です。男女共学で2010年度の生徒数は1001名（男子578、女子423）です。卒業生の95%強が中央大学に内部進学しますので、いわゆる「受験校ではない進学校」です。学内成績の優秀な生徒から推薦学部・学科の選択ができるので、受験とは別のプレッシャーがあります。

1.2 授業配当について

本校では必修科目として「情報A」を第1学年で1単位、第2学年で1単位を設置しています。第1学年ではコンピュータリテラシーと情報社会の概要を扱っています。第2学年では情報セキュリティ、情報デザイン、情報技術、個人情報、プライバシー、肖像権、著作権を扱っています。本発表では、著作権の授業で扱っている事例について紹介します。

1.3 授業方針について

情報発信が当たり前のデジタルネイティブ世代にとって、個人情報やプライバシー、肖像権は必要不可欠な基礎知識だと思います。説得力のある授業をするために、個人情報やプライバシー、肖像権を正面から扱う授業をしています。

2. 授業計画

2009年度2学期全3時間で行った授業は以下の通りです。1時間目の導入はPC教室で、2時間目と3時間目は普通教室で行いました。

1時間目：導入

2時間目：プライバシー、個人情報

3時間目：肖像権、トレードオフ

3. 導入（1時間目）

生徒達は「プライバシー」、「個人情報」、「肖像権」といった言葉を聞いた事があっても知識や意識はあまりないようです。このような生徒達の興味関心を引く試みとして、新聞記事や動画を使って様々な事例を紹介してみました。

(a) A社顧客情報流出問題

(b) ローンの個人情報交流は待った

(c) グーグルストリートビュー

(d) 住宅街の防犯カメラ

(e) 芸能人とプライバシー

(f) 芸能人の肖像権とは（事例×3）

この中では「(c) グーグルストリートビュー」の関心が高いです。グーグルストリートビューの生徒の利用率は意外と低く、1クラス数名程度でした。導入段階で生徒達にグーグルストリートビューの感想を聞くと、「便利」と「気持ち悪い」の割合は同じ程度でした。本時は導入ですので2時間目の授業で個人情報とプライバシーの関係について説明[1]しました。

4. プライバシー、個人情報（2時間目）

プライバシーや個人情報に関する生徒達の知識は、小中学校の道徳や一般的な生活指導から得ているようです。しかし、歴史的経緯や法律との関係、プライバシーと個人情報の違いなどの知識はほとんどありません。そこで、2時間目ではプライバシーと個人情報に関する基本的な知識を扱いました。具体的には以下の通りです。

(1) 小史：プライバシーの起源～個人情報保護法

(2) プライバシーとプライバシー権

(3) 個人データの流通

(4) 自己情報コントロール権

(5) まとめ

ここではプライバシーや個人情報と言った概念が比較的新しい概念である事や、2つの違いについて明確に扱いました。本発表では以下の2点を扱います。

プライバシー権の語源 "The right to be let alone." [2]と日本語での表現「私生活をみだりに公開されない権利」[3]を併記して、その違いを感じてもらいました。プライバシー権に関する法律が無い事や、個人情報保護法があるのに自己情報コントロール権に関する法律が無い事は、生徒達には意外だったようです。

OECD プライバシーガイドライン[4]の表題と序文を原文（英語）で紹介することで、プライバシー保護と個人情報の国際流通のバランスについて説明しました。OECD プライバシーガイドラインは日本の個人情報保護法に影響を与えたものとして有名ですが、その本質はプライバシー保護と個人データ利用のバランスにあります。この事も生徒達には意外だったようです。

5. 肖像権、トレードオフ（3時間目）

肖像権に関する生徒達の知識も、プライバシーや個人情報と状況は変わりません。また、トレードオフという概念は全く知らず、どこかに最適解が存在すると素朴に信じている生徒もいます。そこで、3時間目では肖像権とトレードオフを扱いました。具体的には以下の通りです。

(1) 人格権と財産権（パブリシティ権）

(2) トレードオフ

・個人情報やプライバシーの保護と流通

・肖像権における人格権と財産権

ここでは肖像権が比較的新しい概念である事や、この単元で学んだ権利にトレードオフがある事を扱いました。本発表では以下の2点を扱います。

肖像権はプライバシーや個人情報よりも新しい概念である事や人格権と財産権（パブリシティ権[5][6]）の2面を持ち合わせている事を扱いました。肖像権に関する法律が無い事は、生徒達には意外だったようです。

プライバシー、個人情報、肖像権を使ってトレードオフを紹介[7][8]しました。「個人情報＝保護する」という思考停止から脱却する事を目指しました。この事も生徒達には意外だったようです。

6. 課題

昨年度の授業では公人のプライバシーや個人情報、肖像権について触れていませんでした。社会学や経済学、ビジネスと関連した授業展開、親学問を意識した演習など、課題は山積みです。一つずつ挑戦して授業を構築していく必要があると感じています。

— 参考文献 —

1. 堀部政男「プライバシーと高度情報化社会」（岩波新書）
2. 別冊ジュリスト「メディア判例百選」（有斐閣）
3. 佃克彦「プライバシー権・肖像権の法務実務」（弘文堂）

脚注

[1] プライバシー保護を強くすればグーグルストリートビューのような情報インフラが使えなくなる可能性があります。だからと言って、オプトアウトによるプライバシー保護に問題が無いわけではありません。生徒達がトレードオフを意識できればよいと考えます。

[2] "The right to be let alone." は " Samuel D. Warren & Louis D. Brandeis / The Right to Privacy / Harvard Law Review / 1980 " で初めて紹介されました。当時は新聞・雑誌などのプレスが個人の私生活

を取り上げるようになったため、新たにプライバシーの権利を主張し私的な事柄を法的に保護する必要性が論じられました。

[3] 私生活をみだりに公開されない権利は「宴のあと」事件で裁判所がプライバシー権を人格権の一種として認めたときに使われた表現（一部省略）です。この事件は、小説「宴のあと」（三島由紀夫／新潮文庫／1960）が元政治家を主人公とするモデル小説で、これがプライバシー侵害であるとして裁判になったものです。この小説は高校生でも読める内容だと思います。

[4] OECD プライバシーガイドラインの原題は "OECD Guidelines on the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data" です。仮訳は外務省にあります。表題と序文に関しては原文を読んだ方が主旨は理解しやすいです。高校生が読むには英語に関する若干の注釈が必要だと思います。

[5] パブリシティ権は有名人や著名人の肖像に関する財産権のことです。この権利だけを独立して生徒に教えると、「有名人は特別な権利を持つ」と勘違いする可能性があります。人格権と財産権をセットで紹介した方が理解しやすいと思います。

[6] 様々なプライバシー論が議論される中、William L. Prosser が論文 " Privacy / California Law Review / 1960 " でプライバシー侵害を4つに分類しました。

4番目の分類「私事の営業的利用（appropriation）」が現在のパブリシティ権に相当しています。プライバシーの概念は時代によって変化します。変化に対応できるような柔軟な姿勢を生徒には身につけて欲しいと思います。

[7] プライバシー保護と個人データの流通がトレードオフになっています。プライバシー保護を強くすれば、金融機関はブラック情報が得にくくなり貸付金利を上げる事でリスクを回避します。プライバシー保護が弱くなれば、金融機関はブラック情報を共有しやすくなるので貸付金利を下げる事も可能です。

[8] 肖像権における人格権と財産権がトレードオフになっています。有名人は自己の肖像を開示することで経済的利益を得ていますから、市井の人と比較して人格権の保護が弱く財産権の保護が強いと解されます。市井の人は人格的利益の保護という観点から有名人と比べて人格権の保護が強いと解されます。また、市井の人は自己の肖像を開示しても経済的利益を得るとは考えにくいので有名人と比べて財産権の保護は弱いと解されます。